

令和 7年 4月 1日付

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

[ユニット型個室]

6級地 10.27 1日当たり：円

			要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位数			670	740	815	886	955
サービスの利用料金（10割負担）			6,880	7,599	8,370	9,099	9,807
サービス利用に係る自己負担額	1割負担		688	759	837	889	980
サービス利用に係る自己負担額	2割負担		1,376	1,519	1,674	1,819	1,961
サービス利用に係る自己負担額	3割負担		2,064	2,279	2,511	2,729	2,942
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位		1割負担⇒18		2割負担⇒36	3割負担⇒55	
看護体制加算 (Ⅰ) □	4 単位		1割負担⇒5		2割負担⇒10	3割負担⇒15	
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) □	18 単位		1割負担⇒18		2割負担⇒36	3割負担⇒55	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	月/50 単位		1割負担⇒51		2割負担⇒102	3割負担⇒154	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位		1割負担⇒12		2割負担⇒24	3割負担⇒36	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	月/20 単位		1割負担⇒20		2割負担⇒41	3割負担⇒61	
ADL維持等加算(Ⅰ)	月/30 単位		1割負担⇒30		2割負担⇒61	3割負担⇒92	
栄養マネジメント強化加算	11 単位		1割負担⇒11		2割負担⇒22	3割負担⇒33	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の14%を乗じて算定				
			1日・1ヶ月あたりの利用料金(目安)				
	食事の負担額	居住費の負担額	日/月	日/月	日/月	日/月	日/月
第1段階	300	880	2,033	2,104	2,182	2,234	2,325
			58,061	60,191	62,531	64,091	66,821
第2段階	390	880	2,123	2,194	2,272	2,324	2,415
			60,761	62,891	65,231	66,791	69,521
第3段階(①)	650	1,370	2,873	2,944	3,022	3,074	3,165
			83,261	85,391	87,731	89,291	92,021
第3段階(②)	1,360	1,370	3,573	3,664	3,732	3,784	3,875
			104,561	106,691	109,031	110,591	113,321
第4段階	1,745	2,066	4,664	4,735	4,813	4,865	4,956
			136,991	139,121	141,461	143,021	145,751
第4段階(2割)	1,745	2,066	5,519	5,662	5,817	5,962	6,104
			159,654	163,944	168,594	172,944	177,204
第4段階(3割)	1,745	2,066	6,376	6,591	6,823	7,041	7,254
			182,377	188,827	195,787	202,327	208,717

※1. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(所定単位数の14%をいただきます)。

※2. 利用日数や加算の状況及び小数点切り捨てにより提示額より増減がでることがあります。

※3. 外出や外泊・入院等で居室を空けておく場合は第1～第3段階の利用者は6日間まで負担減免の適応を受け、7日目以降は適応対象外となります。但し生活保護受給者の方は7日目以降の居住費は免除します。

前述の施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担に追加されます。

単位数		負担割合			算定加算
初期加算	30単位	1割負担⇒31	2割負担⇒62	3割負担⇒93	●
安全対策体制加算(利用初日のみ)	20単位	1割負担⇒20	2割負担⇒41	3割負担⇒61	●
ADL維持等加算(Ⅱ)	月/60単位	1割負担⇒61	2割負担⇒123	3割負担⇒184	※2●
安全管理体制未実施減算	▲5単位				
栄養管理未実施減算	▲14単位				
看取り介護加算(Ⅰ)31～45日前	72単位	1割負担⇒73	2割負担⇒149	3割負担⇒221	●
看取り介護加算(Ⅱ)4日～30日前	144単位	1割負担⇒147	2割負担⇒295	3割負担⇒443	●
看取り介護加算(Ⅲ)前日及び前々日	680単位	1割負担⇒698	2割負担⇒1396	3割負担⇒2095	●
看取り介護加算(Ⅳ)死亡日	1,280単位	1割負担⇒1314	2割負担⇒2629	3割負担⇒3943	●
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	月/3単位	1割負担⇒3	2割負担⇒6	3割負担⇒9	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	月/13単位	1割負担⇒13	2割負担⇒26	3割負担⇒40	
日常生活継続支援加算	46単位	1割負担⇒47	2割負担⇒94	3割負担⇒141	※1
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	1割負担⇒22	2割負担⇒45	3割負担⇒67	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	1割負担⇒6	2割負担⇒12	3割負担⇒18	
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8単位	1割負担⇒8	2割負担⇒16	3割負担⇒24	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位	1割負担⇒3	2割負担⇒6	3割負担⇒9	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	回/250単位	1割負担⇒256	2割負担⇒513	3割負担⇒770	●
協力医療機関連携加算	月/50単位	1割負担⇒51	2割負担⇒102	3割負担⇒154	●
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	月/120単位	1割負担⇒123	2割負担⇒246	3割負担⇒369	●
新興感染症等施設療養費	240単位	1割負担⇒246	2割負担⇒429	3割負担⇒739	●

- ※1. 日常生活継続支援加算の条件を満たせなくなった場合には、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)へ加算が変更となります。サービス提供体制強化加算(Ⅱ)の条件を満たさなくなった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)へ変更となることがあります。
- ※2. ADL維持等加算は入居者様への半年後、一年後の身体状況の維持及び向上に対する施設への評価の加算となります。そのため、厚生労働省への情報提供一年後から開始される加算となります。評価により(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか算定されることとなります。